

針葉樹製材に用いる含水率計(設置型)の性能基準

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

1 適用範囲

この基準は、建築用針葉樹製材の乾燥処理材の含水率測定に使用する設置型木材含水率計(以下「含水率計」という。)の性能試験方法及び適合判定に適用する。

2 性能試験の方法

2.1 試験材

- ①試験材は、認定申請に係る含水率計を用いて測定しようとする針葉樹製材の乾燥処理材とする。樹種及び断面寸法は、認定申請に当たって明記したものをを用いる。
- ②試験材の含水率測定点は、認定申請品によって測定した含水率が10%以上～15%未満、15%以上～20%未満、20%以上～25%未満の含水率の箇所各5測定点、計15測定点とする。ただし、測定点付近には割れや節など試験に影響する欠点がないものとする。

2.2 含水率計による含水率の測定方法

認定申請に係る含水率計の使用方法によって、試験材の含水率(M_1)を測定する。

2.3 全乾法による含水率の測定方法

- ①2.2の測定を行ったそれぞれの測定点について、全乾法(JIS Z 2101)によって含水率を測定する。
- ②測定点の全乾法による含水率(M_2)は、測定点を中心に位置するように適切に切断して得たサンプルについて、含水率測定直後の総重量(W_1)と全乾時の重量(W_2)を用いて(1)式により求める。ただし、重量測定に当たっては、サンプルをさらに任意に分割してもよい。

$$M_2 = (W_1 - W_2) \times 100 / W_2 \quad \dots \dots \dots (1)$$

2.4 全乾密度の測定方法

2.2の測定を行ったそれぞれの試験材について、全乾密度を測定する。また、それらの平均値を求める。

3 適合基準

認定申請に係る含水率計による測定値(M_1)と全乾法による含水率(M_2)の偏差($M_1 - M_2$)の絶対値が全測定点数(15点)のうち13点以上が全乾法による含水率値(M_2)に0.12を乗じた値以下であること((2)式)。

$$|M_1 - M_2| \leq 0.12 \times M_2 \quad \dots \dots \dots (2)$$

付則

この基準は、平成25年4月2日から施行する。

制定	平成12年11月27日	住木技発12第174号
改正	平成19年5月25日	住木技発19第154号
改正	平成25年4月1日	住木認発25第33号
改正	令和4年6月3日	住木認発第66号